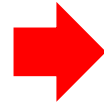




自転車運転者講習って知ってますか？



自転車運転中に危険なルール違反を繰り返すと

「自転車運転者講習」を受けなければなりません！



～「自転車運転者講習」受講義務の対象となる15の「危険行為」～

講習対象者

- * 14歳以上の者
- * 信号無視等の危険な交通違反で3年以内に2回以上交通取締りを受けた者 (交通事故も含まれる場合もある)

受講命令

- * 講習時間：3時間
- * 講習手数料：6,000円

受講

未受講



危険性の改善

受講命令に従わなければ5万円以下の罰金

◆◆◆自転車クイズ◆◆◆

Q.自転車が歩道を走れるのはどんな時？

左側であればいつでも走って良い
標識で定められている時
車道通行が危険な場合

正解は・・・と！！



この標識がある時は歩道を通行することができます。



<p>信号無視</p>	<p>通行禁止道路(場所)の進行</p>	<p>通行が認められ(許可されている)歩行者用道路での歩行者妨害</p>	<p>歩道通行や車道の右側通行等</p> <p>自転車は原則車道！ ただし通行許可されている歩道なら通行可</p>
<p>路側帯での歩行者通行妨害</p>	<p>遮断踏切りへの立ち入り</p>	<p>信号のない交差点等での優先車両等の通行妨害等</p>	<p>右折時における直進車や左折車への通行妨害等</p>
<p>環状交差点での安全進行義務違反等</p>	<p>一時停止場所での不停止や交差車両等の通行妨害</p>	<p>歩道での歩行者妨害等</p>	<p>ブレーキが不備・不良な自転車の運転</p>
<p>酒酔い運転</p>	<p>安全運転義務違反(これらの違反で交通事故を起こした場合も受講対象となることがあります)</p> <p>大音量でのイヤホン スマホを見ながら運転 傘さし運転</p>		<p>新設 他の車両の妨害(あおり運転)</p> <p>通行妨害する目的で危険な進路変更や幅寄せ等をする</p>

「自転車運転者講習」受講義務の対象となる危険行為に「妨害運転」が加わりました(R2年6月30日～)

自転車運転中に信号無視などの「危険な行為」を、3年以内に2回以上繰り返すと自転車の安全利用のための講習を受けることになります。
(14歳以上)

あおり運転にあたる「妨害運転」

具体的には、自動車やバイク、他の自転車の通行を妨げる目的で

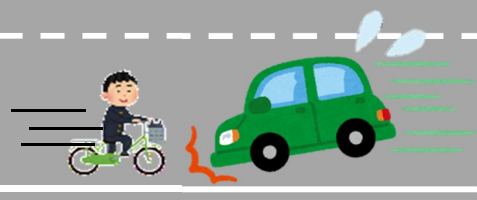
- ・逆走して進路をふさぐ
- ・幅寄せ
- ・進路変更
- ・ unnecessary ブレーキ
- ・ベルをしつこく鳴らす
- ・車間距離の不保持
- ・追い越し違反



あおり運転例 (イメージ)

※いずれも他の車両 (自転車含む) の通行妨害目的

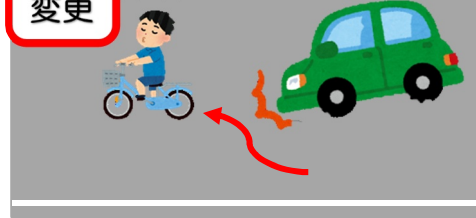
逆走



幅寄せ



進路変更



unnecessary
ブレーキ

